

令和4年度（2022年度）整備
新千里東町新地区会館棟の施設を活用した
豊中市民間保育所設置・運営者募集要項
【開園：令和5年（2023年）4月1日】

豊中市こども未来部こども政策課

令和3年（2021年）9月



子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

※本募集受付期間は、令和3年（2021年）9月1日（水）～
令和3年（2021年）11月30日（火）です。

目 次

1. 募集の趣旨	P 2
2. 豊中市の状況	P 2
(1) 各年における0～5歳児童人口状況	
(2) 待機児童の状況	
(3) 保育所等整備の状況	
3. 事業内容等	P 3
(1) 事業内容	
(2) 施設の概要	
(3) 工事期間及び運営開始時期	
(4) 賃料等の費用負担	
(5) 賃貸借契約	
(6) 施設建設にかかる留意事項	
4. 応募の資格・条件	P 6
(1) 応募の資格	
(2) 応募の条件	
5. 保育事業の概要等	P 8
(1) 事業規模	
(2) 実施事業	
(3) 設備・運営	
(4) 地域住民等への説明	
(5) 市関係部局との調整	
6. 保育所整備にかかる補助金等	P 9
7. 審査・選定	P 9
(1) 整備・運営事業者の選定	
(2) 審査項目	
(3) 選定後の手続き	
(4) 設置・運営者決定の取り消し	
8. 応募手続き	P 11
(1) 応募書類の提出について	
(2) 募集に関する質問の受付・回答	
9. 留意事項	P 13
(1) 定員に関する留意事項	
(2) 運営に関する留意事項	
10. 保育所設置・運営者決定までの流れ	P 13
11. 提出書類一覧	P 14

1. 募集の趣旨

本市は、平成25年（2013年）4月に制定した「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき策定した「子どもすこやか育みプラン・とよなか」（第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画）に則し、子育て・子育て施策を進めているところです。

これまで多様な手法により保育所等の施設整備を行い、定員の確保を進めた結果、4月1日時点での待機児童については、平成30年（2018年）から令和3年（2021年）まで4年連続でゼロを達成しました。しかしながら、幼児教育・保育無償化や女性の就労意向の高まりに伴い、保育需要のさらなる増加が予想されるため、引き続き、待機児童ゼロの維持に向けて、保育所等の整備を継続して進めています。

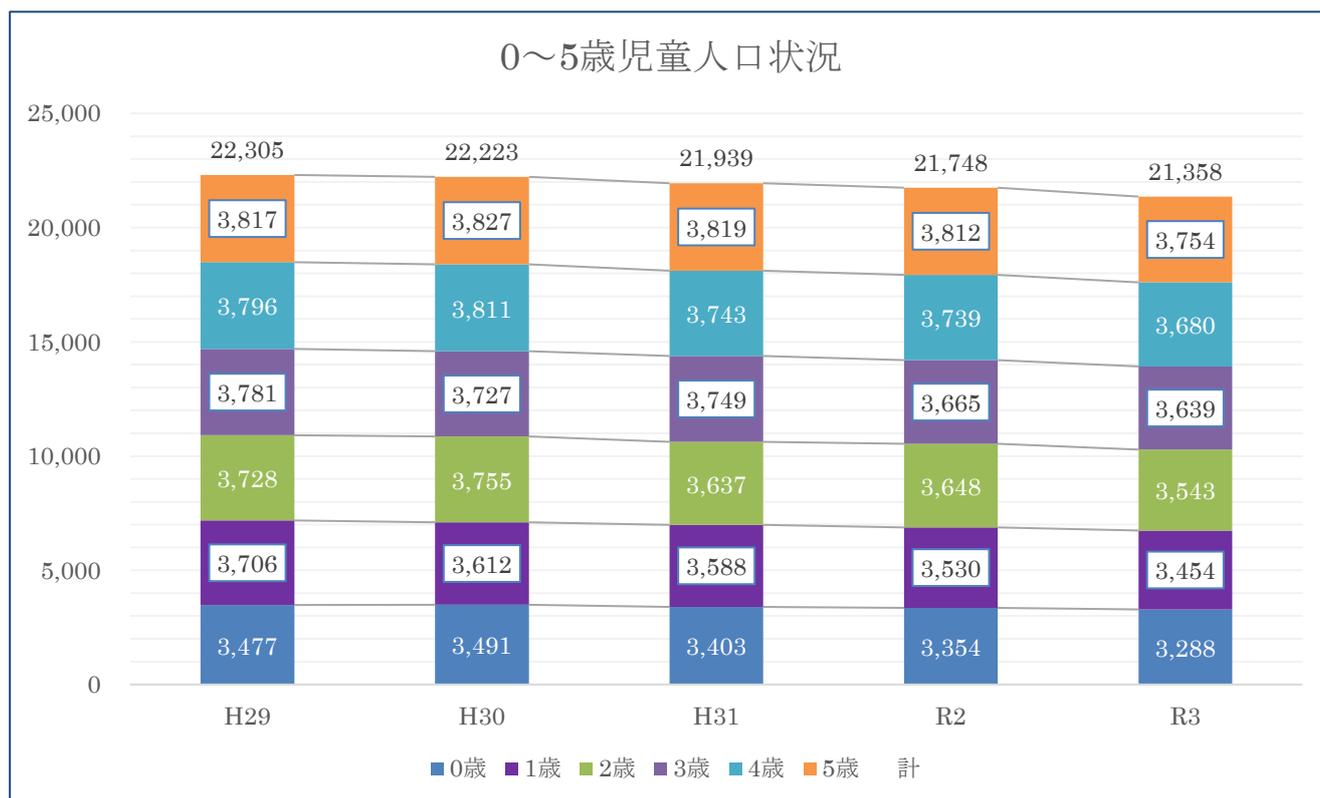
このたびは、千里ニュータウン内の新千里東町近隣センター地区第一種市街地再開発事業での地区会館の建て替えに伴う施設スペースを活用し、保育所を設置・運営する事業者を募集します。

保育運営事業者としての高い理念と使命感を持ちつつ、新千里東町地区における地域社会とのつながりを重視し、質の高い安定した保育サービスを提供し得る事業者を厳正に決定していきます。

本市と協働で豊中の未来の子どもたちのために、保育所保育指針や豊中市人権保育基本方針を基に運営していただきますようお願いいたします。

2. 豊中市の状況

(1) 各年における0～5歳児童人口状況（各年4月1日住民基本台帳）



(2) 待機児童の状況（豊中市ホームページをご参照ください）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kouhou/news/R2news_shisei/2020_02.html

(3) 保育所等整備の状況（新規の整備が決定した場合は、その都度更新しています。）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo_seibi/h27seibi_henkou.html

3. 事業内容等

(1) 事業内容

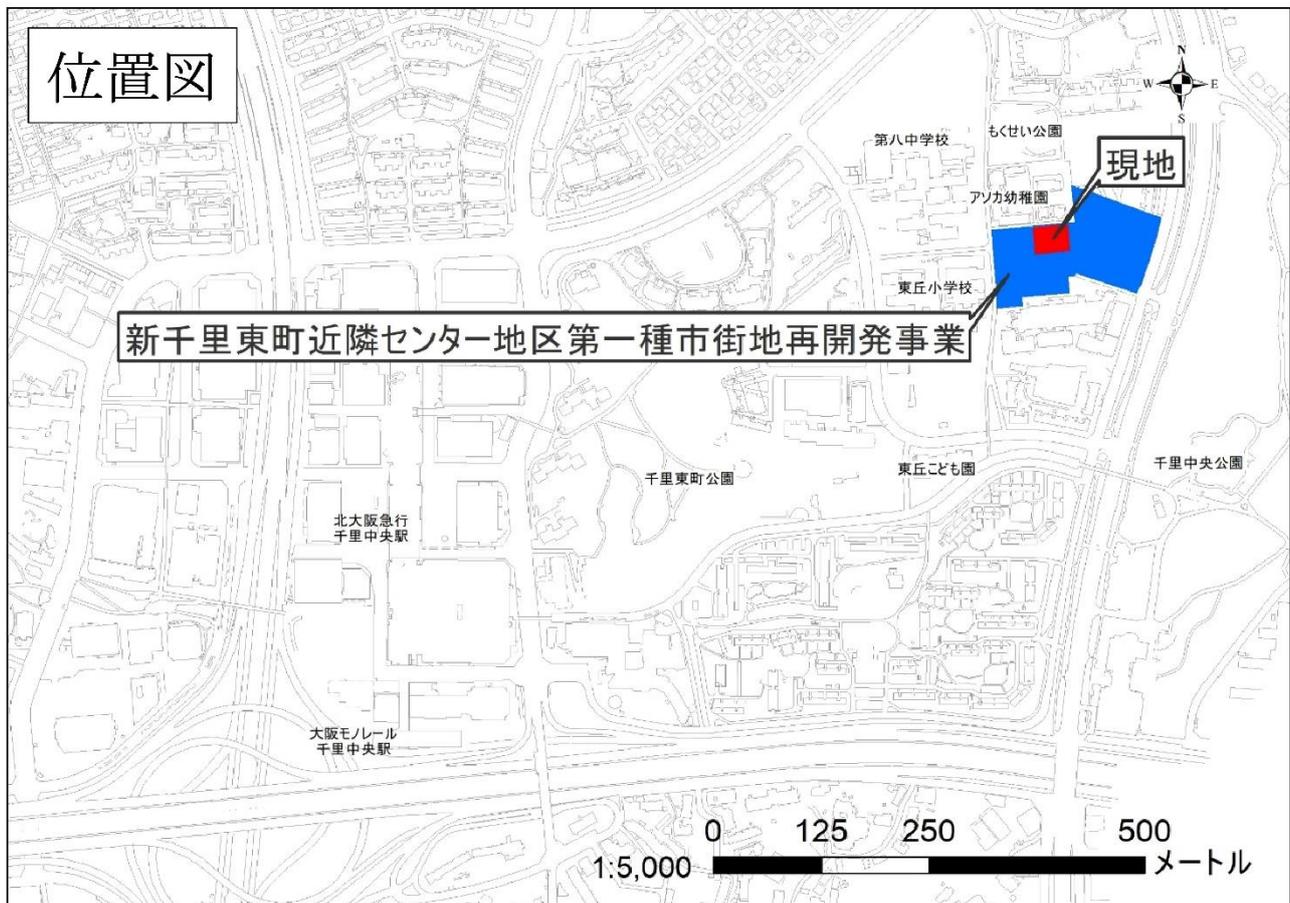
事業者は、市が建設する新千里東町地区会館棟（概要は以下（2）のとおり）の一部を賃借し、0歳児から2歳児までの保育所運営に必要な設備を設置して運営していただきます。

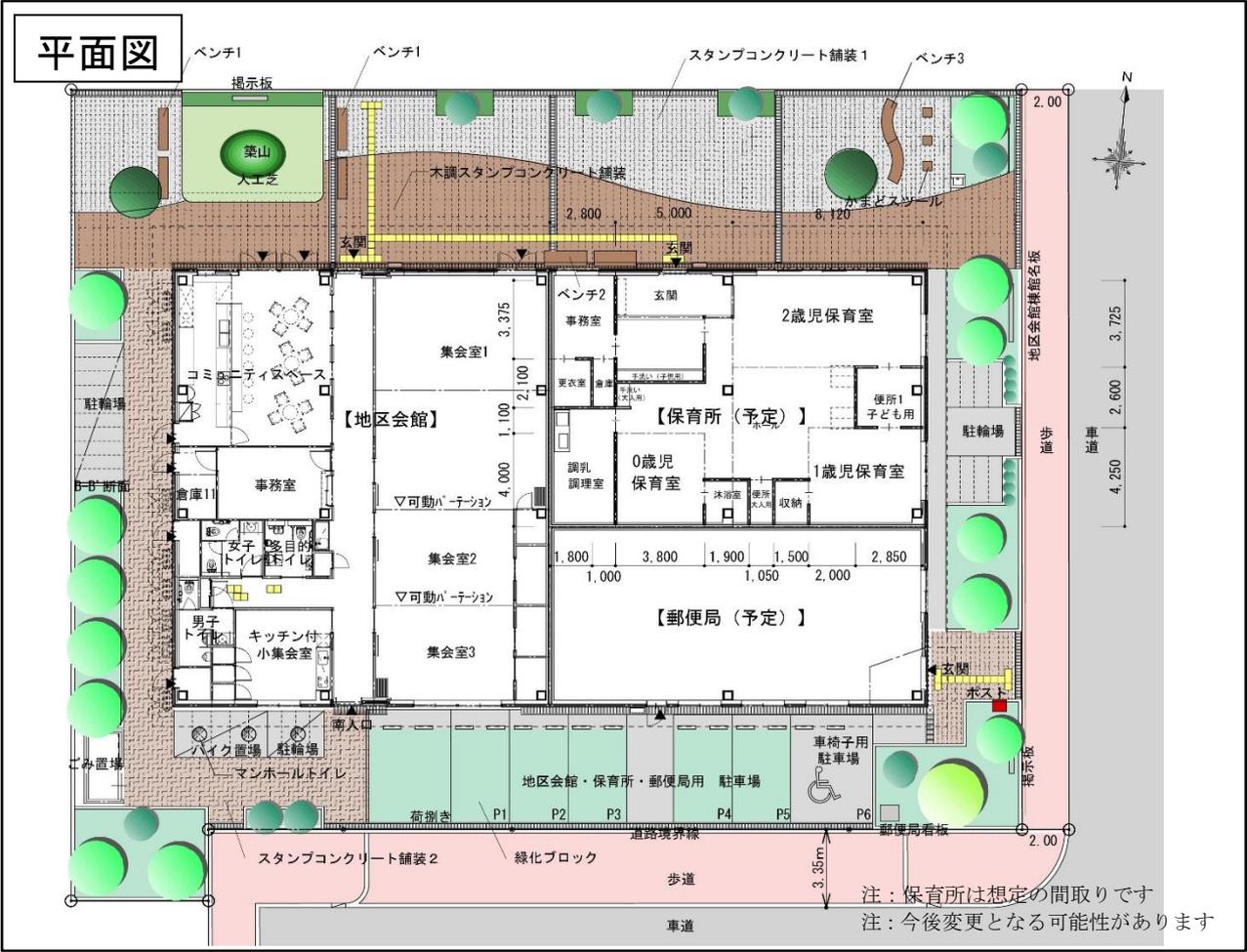
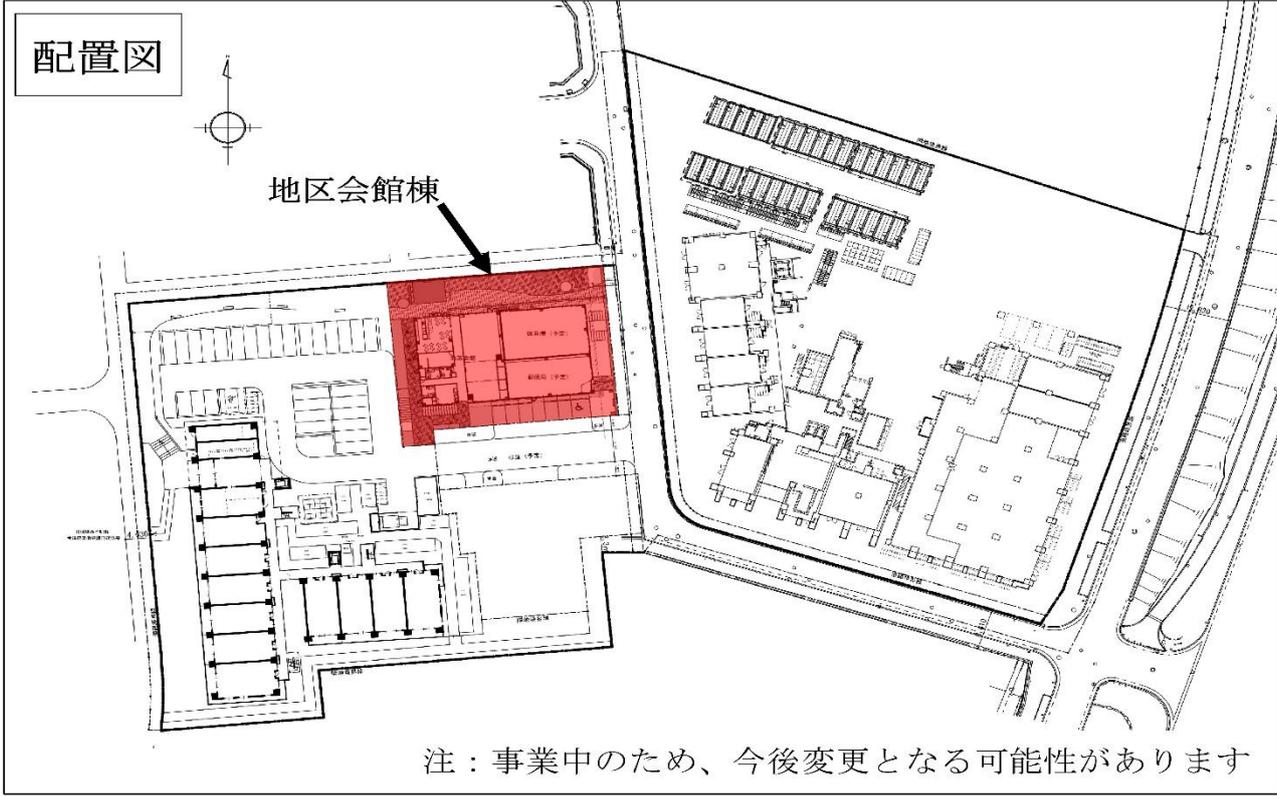
本市は、当該地区会館棟の一部を「素地貸付（スケルトン貸し）」で躯体のみ有償で貸し付けます。内装工事（内部の仕上げ工事）及び設備工事（冷暖房、電気、給排水、消防設備等）並びに外部工事（看板設置）につきましては、事業者の負担により施工していただきます。

(2) 施設の概要

- ①所在地 豊中市新千里東町3丁目地内（東丘小学校区）
- ②土地 所有者：豊中市 敷地面積：1,308.10㎡
- ③構造 鉄骨造 平家建
- ④延床面積 600.27㎡
うち、保育所部分床面積 176.55㎡（区分所有）
※±1㎡程度変更の可能性あり
- ⑤建設工期 地区会館棟の工期は、令和3年（2021年）10月下旬～令和4年（2022年）6月末となっています。なお、保育所部分の設置工事期間は、令和4年（2022年）10月～令和5年（2023年）3月の間となります。（予定）

《参考》 位置図・配置図・平面図





※ 保育所内の平面図については、想定の間取りですので、応募の際は各事業者でご提案ください。
(留意事項については、P. 5の(6)を参照してください。)

(3) 工事期間及び運営開始時期

令和4年(2022年)2月(予定)に運営事業者を決定し、保育所の設置工事は令和4年(2022年)10月から令和5年(2023年)3月までの間(予定)に行っていただき、市から認可、確認決定を受けた後、令和5年(2023年)4月1日から開園していただきます。

当該地区会館棟は、令和3年(2021年)10月末に工事着工し、令和4年(2022年)6月末に竣工する予定です。竣工後は、最初に地区会館棟内に入居する郵便局の設置工事を行います。

(4) 賃料等の費用負担

①建物は市が事業者に貸し付けます。賃料は事業用地の鑑定評価額に基づいて設定します。

<参考> : 令和3年(2021年)7月時点の鑑定評価額による賃料は、月額332,200円(年額3,986,400円)です。ただし、下記(5)の市と建物にかかる賃貸借契約を締結する前に再度、鑑定評価額を算出しますので、賃料が変動する可能性があります。

②ごみ処分費

地区会館棟で統一して同じごみ処分事業者と契約しますので、当該処分事業者と個別契約し、費用を負担していただきます。

③電気、ガス、水道等の公共料金

各エネルギー事業者等と直接契約し、費用を負担していただきます。

④看板設置費

地区会館・郵便局・保育所それぞれの名称を記した看板を地区会館棟の敷地内に設置する自立式建物案内板に設置します。各施設の看板は、地区会館棟で統一したデザインにすることとし、保育所の看板設置にかかる費用については、事業者の負担となります。

⑤建物本体にかかる修繕、改善等は市の負担ですが、貸し付け部分の修繕及び設備の設置、更新、撤去等にかかる費用は、事業者の負担となります。

(5) 賃貸借契約

- ・募集で選定された事業者は、担当課との事前協議を経て、市と建物にかかる賃貸借契約を締結していただきます。
- ・賃貸借期間は、令和4年(2022年)10月から令和23年(2041年)9月末までの20年間とし、契約更新については、双方協議のうえ決定することとします。
- ・契約内容の詳細については、別途賃貸借契約書において定めます。

(6) 施設建設にかかる留意事項

- ・本施設は、建築確認済証が交付される予定です。計画変更を行う場合は、事業者負担により設計及び建築確認済等にかかる一切の変更申請を行うこととなります。また、それに伴う工期の変更はできません。
- ・本施設は、建築基準法第86条の一団地認定を受けているため、増築等を行う場合は関係権利者全員の同意が必要となります。(令和4年(2022年)12月末に認定取消予定)
- ・施設内の扉や窓、また、電気配線、ガス管、給排水にかかる設備の位置については、別紙の想定レイアウトを元に設置しているため、原則として変更できません。変更可能な事項については、事業者決定後に協議する予定です。また、その変更に伴い発生する費用については事業者の負担となります。
- ・空調機の室外機置場は建物の西側になります。また駐車区画番号P1以外の駐車場(荷捌き含む)を、当該地区会館棟の3施設共用駐車場として利用可能です。

- ・事業の廃止や市からの契約解除（契約更新の拒否を含む）などにより、施設から退去のときは、施設原状復帰（スケルトン返し）をしていただきます。原状復帰に要する費用は事業者の負担となります。

4. 応募の資格・条件

(1) 応募の資格

ア 応募日時点で、法人格（社会福祉法人・学校法人・宗教法人・株式会社・NPO法人等（以下「事業者」という。））を有していること。

◆保育所の認可要件を満たさないため個人事業主の応募は不可とします。

イ 応募日時点で、認可施設（保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園）を運営していること（休止中は除く）。

ウ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。

エ 関係法令を遵守し、応募事業者自らが保育所を設置・運営すること。

オ 保育所設置に当たっては豊中市の認可を得ること。（豊中市保育所設置認可等要綱の条件を満たすこと。）

《社会福祉法人又は学校法人以外の者に対する条件》

◆保育所を経営するために必要な経済的基礎がある。

①不動産について所有権を有しているか、国や地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けている。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号）」に定められた要件を満たしている場合には「必要な経済的基礎がある」と取扱う。

②保育所の年間事業費の1/12に相当する資金を普通預金、当座預金等により有している。

③直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない。

◆設置する保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有している。

◆次の①及び②のいずれかに該当するか、又は③に該当する。

①実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見の述べる委員会）を設置すること。

③経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

※②③下線部については、選定後に確認が必要な項目となります。

◆児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

カ 過去3年の所轄庁による指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。

キ 保育内容については、国の保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を基本とすること。

- ク 市の保育理念を十分に理解し、保育行政について積極的に協力できること。
- ケ 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。
- コ 運営開始後においても地域団体・住民との結びつきを重視し、積極的な連携を図ること。
- サ 事業者またはその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ◆公租公課を滞納している者
 - ◆地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ◆児童福祉法第59条第5項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、同条第1項に基づく報告に対し虚偽の報告等を行ったことがある者
 - ◆労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けている団体
 - ◆会社更生法および民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体
 - ◆暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年度豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当し、又はその役員等が暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当する団体
- シ 社会福祉法人については、原則として、「社会福祉法人に係る審査基準」（参考資料参照）を満たすとともに、社会福祉法等の法令を遵守していること。また、法人監査における指摘改善事項については、改善が図られていること。

(2) 応募の条件

- ア 応募申込期間内に提出書類の全部を提出すること。（本市による指示以外で応募締切後の書類の追加提出や差し替えはできませんので、余裕をもって書類をご提出ください。）
- イ 令和5年（2023年）3月31日までに保育所整備を完了し、保育が提供できる体制を整え、同年4月1日から開園すること。
- ウ 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用については、すべて応募者（事業者）の負担となります。
- エ 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに市と協議し計画変更を行い対応すること。
- オ 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。
- カ 開園月において、利用定員は認可定員と同数を設定すること。（開園翌月以降は在所児童数を鑑み、利用定員の調整が可能です。）
下記、市ホームページ（URL）を参照のこと。
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodate_shinseido/hoikusyo_jigyosha/kakunin-henkou.html
- キ 開園月の前月当初までに、公定価格基本単価分（※1）の職員構成を整えるとともに、最低基準（※2）を満たすこと。
※1 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和3年3月31日府子本第451号・2文科初第2117号・子発0331第8号）参照
※2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第59号）参照
- ク 事業開始時は必ず応募提案時の施設長を配置すること。（ただし、下記の特別な事由は除く。）

※特別な事由とは、施設長予定者の疾病や退職、個人の事情による勤務地域の大幅な変更等のやむを得ない事由をさします。人事異動等は特別な事由には含まれません。

ケ 運営開始後、保育所の会計書類については始期4月、終期3月とし、施設毎に作成すること。

5. 保育事業の概要等

(1) 事業規模

ア 定員については、0歳から2歳まで（1、2歳のみでも可）の20人以上で構成すること。

イ 最終的な定員の構成については、市の指示に従うこと。

※例年0歳児については、多くの地域で4月当初からしばらくの間、欠員が発生しているため、0歳児の設定は最小限に留めること。

(2) 実施事業

ア 通常保育（日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日まで）

◆午前7時00分から午後6時00分まで

※開園当初及び年度当初の慣らし保育（入園当初の園児の保育環境適応のため通常保育時間より早い時間で保育提供を終了すること）については実施可能ですが、利用者の要望があれば通常保育の提供が可能な旨を十分周知すること。

イ 少なくとも午後7時00分まで延長保育を実施すること。

ウ 障害児保育を実施すること。

エ 0歳児保育を実施する場合は、生後57日目からの産休明け保育を実施すること。

オ 追加の事業（一時保育・休日保育ほか）を提案することも可とします。ただし、提案された事業の実施を約束するものではなく実施事業の決定にあたっては、市との協議が必要となります。

(3) 設備・運営

ア 「建築基準法」、「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「豊中市保育所設置認可等要綱」等の関係法令の定めるところに従うこと。

区分	面積要件
0・1歳児保育室	1人につき3.3㎡以上
2歳児以上保育室	1人につき1.98㎡以上

◆調理室及び便所の設置については、衛生面、安全面に十分に配慮すること。（豊中市保健所に確認すること。）

イ ベビーカー置き場は、保育所内に設けること。

ウ 保護者の送迎に対応する駐車場（5台分）及び駐輪場（27台分）は、地区会館・郵便局との共用となります。送迎目的での使用は可能ですが、保護者に対して長時間の利用は控えるように案内するなど、他施設利用者や地域住民へ配慮すること。なお、職員の通勤目的で使用可能な駐車スペースはありません。駐輪場は指定場所を使用していただきます。

エ 給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車両の駐停車スペースは敷地内の指定場所を使用すること。

オ 園児の屋外活動等において、同一敷地内の人工芝スペースの活用は可能となりますが、あくまで地域住民の公共スペースであるため、占拠するようなことのないように使用すること。

カ 屋外遊戯場の付近代替地の設定にあたっては、移動中の安全確保等について十分な対策を講じる

こと。

(4) 地域住民等への説明

- ア 選定後、市の指示にしたがって新千里東町地域自治協議会をはじめ、地域住民に対して、保育所整備の説明を実施すること。可能な限り、地域住民等の意見（要望）を実施設計や保育所運営に反映するよう努めること。
- イ 工事開始前（工事計画確定後）についても、地域住民に対して工事計画の詳細を説明すること。

(5) 市関係部局との調整

- ア 設計（案）を作成する際は、予め本市都市計画推進部建築審査課及び管轄の消防署等に相談し、その指導に従うこと。
- イ 調理室、調乳室等の構造設備については、図面作成時に予め本市保健所に相談し、その指導に従うこと。
- ウ 本募集に関する全ての質問につきましては、指定する質問方法で受付します。（P. 13参照）

6. 保育所整備にかかる補助金等

※補助金等の詳細については、下記のとおりです。

補助対象工事種別	根拠要綱	補助率	対象事業者
改修工事等	民間保育所整備費補助要綱	基準額の4分の3	社会福祉法人・学校法人・株式会社等

※保育所整備においては、施設整備補助金の活用が可能となりますが、令和4年度以降の補助制度は未定です。補助金が見込みどおり得られなかった場合においても市は補填等をすることはできませんので、ご了承のうえ、自己資金を含む資金計画には十分な余裕をもってご応募ください。

また、事業費が整備補助金の予算の範囲を超える場合は調整をする場合があります。（整備補助等の詳細については別途ご相談ください。）

※保育所整備に係る補助金等を活用した建物の耐用年数（「厚生労働省告示第384号」参照）以前に保育所を廃止した場合、補助金の一部返還（財産処分）をしていただく場合があります。

7. 審査・選定

(1) 整備・運営事業者の選定

本募集要項に基づく事業者の決定については、市が設置する選定委員会の審査に基づき、豊中市長が行います。（審査項目はP. 10、11を参照ください。）

《書類審査》

- ◆状況により、審査項目を追加する場合があります。
- ◆書類審査において、保育サービス関係の得点が基準点（120点）に満たない事業者、または労務関係若しくは財務関係の評価が「不可」の事業者は不合格とし、ヒアリング審査に進むことができません。したがって、事業者候補として選定しません。

《ヒアリング審査》

- ◆ヒアリング審査については、応募事業者の代表者又は、事業責任者、施設長予定者を含む3名までの出席とします。
- ◆ヒアリング審査の日程及び詳細については、改めてご連絡します。

◆ヒアリング審査当日の流れは、次の①②のとおりです。

①応募事業者のプレゼンテーション

◆内容は、P. 10 : (2) 審査項目の保育サービス関係に示す5項目（基本運営方針等・保育理念等・保育内容等・対応能力等・運営計画等）を網羅的に述べてください。

◆プレゼンテーションで使用する資料（電子データ、紙媒体を問わない）がある場合については、事前に提出していただきます。（提出時期等の詳細は、別途、市からご連絡いたします）

②応募書類及びプレゼンテーションに対する質疑応答

◆選定委員より、応募書類及びプレゼンテーション内容について質問をしますので、簡潔に回答してください。

《その他》

◆本募集要項による応募及び協議については、開設予定の事業者が直接行うこととします。

◆選定結果は、全応募事業者に書面にて通知するとともに、ホームページでも公開します。

※なお、審査の途中経過に関するお問合せ、審査結果等の決定に対する異議等には応じることができないものとします。

(2) 審査項目

部門	項目	内容		書類配点	ヒアリング配点
保育サービス関係	基本運営方針等	児童福祉の視点・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること	応募の目的や保育所等運営の基礎となる運営方針、これまでの実績について、評価・審査を行います。	25	40
	保育理念等	子どもの未来の発育・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実施しており、市の保育理念も理解していること	保育理念及び保育所保育指針の理解と保育計画等作成時の考え方について、評価・審査を行います。	25	40
	保育内容等	安定した運営を実施していくための対応能力を有していること	保育の質の向上に向けての取り組み（研修体制、職員間の連携体制、保育の評価体制）、児童に対する保健衛生や食に関すること（食育、食物アレルギー対応）、地域活動への貢献及び豊中市人権保育基本方針に基づく人権保育等（同和保育・障害児保育・男女共同参画保育・多文化共生保育・児童虐待・DV）について、評価・審査を行います。	85	40
	対応能力等	保育所等の開所に向けての準備、適切な施設計画であること	保護者対応の姿勢、苦情解決体制や保育所等の安全管理体制等（事故防止策、施設管理、防災防犯対策）について、評価・審査を行います。	40	40
	運営計画等	職員確保方策、開園以降の人材定着のための考え方、保育環境を向上することができる施設となっているか等について、評価・審査を行います。	25	40	

部門	項目	内容	書類配点	ヒアリング配点
労務関係	日々の保育を充実するために、職員の安定雇用を考慮した労働環境の確保等がされていること	労働関係法規を遵守した運営、適切な職員配置、昇格・昇給体制、スキルアップ体制、職員確保方策、人材定着のための考え方等について、評価・審査を行います。	良・可・不可	—
財務関係	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること	子どもや保護者が安心して保育サービスを楽しむ続けることができるかどうかの視点にたち、事業者の財務状況等について、評価・審査を行います。	良・可・不可	—

(3) 選定後の手続き

選定を経て決定した事業者については、改めて保育所認可申請等を行っていただきます。ただし、本選定で認可予定事業者となることをもって、保育所認可を確約するものではありません。

(4) 設置・運営者決定の取り消し

ア 保育需要や待機児童の状況等から、決定を取り消すことがあります。

イ 保育所等の設置・運営が困難と市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。

ウ 下記の行為を行った場合、事業者を失格とします。また、選定結果通知後に下記の行為を行った場合は、決定された場合であっても、結果を取り消し、事業者を失格とします。

◆選定の前後に、事業者が「保育所設置・運営者選定委員」に直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。

◆応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合。

◆応募書類の提出後、次の事項が確認された場合。

- ①重要事項（施設構造、定員、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した場合。（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要です。）
- ②預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。
- ③整備計画について、建築基準法等による制限について各所管課と協議を行っていないと確認される場合。
- ④応募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合。
- ⑤上記のほか、本市が不適切と認める場合。

8. 応募手続き

(1) 応募書類の提出について

ア 提出方法

◆ホームページに掲載している応募書類を作成し、下記イの申込期間中に下記ウの受付窓口（担当窓口）へご提出ください。

※応募書類については、窓口での配布はしていませんので、ご注意ください。

◆提出部数は、正本1部、副本9部（コピー可）とします。（提出時は「豊中市保育所の設置・運

「営者募集要項の提出書類一覧」の順番に並べ、インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出してください。)

- ◆所定の様式以外は原則としてA4判(縦)での提出をお願いします。(図面はA3判とします)
- ◆応募書類は事前に下記ウの受付窓口まで電話にてご連絡のうえ持参してください。(郵送不可)

イ 申込期間

- ◆申込期間は下記のとおりとします。

令和3年(2021年)9月1日(水) ~ 令和3年(2021年)11月30日(火)

→ 選定時期: 令和4年(2022年)2月頃

- ◆提出の際には、開園までの事業スケジュール(詳細は別紙「募集スケジュール」参照)をよくご確認のうえご提出ください。ただし、審査の都合上、事業者決定時期が前後することがあります。
- ◆本応募における開園時期については、令和5年(2023年)4月1日に開園できる計画をご提案ください。

ウ 受付窓口(担当窓口)

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係

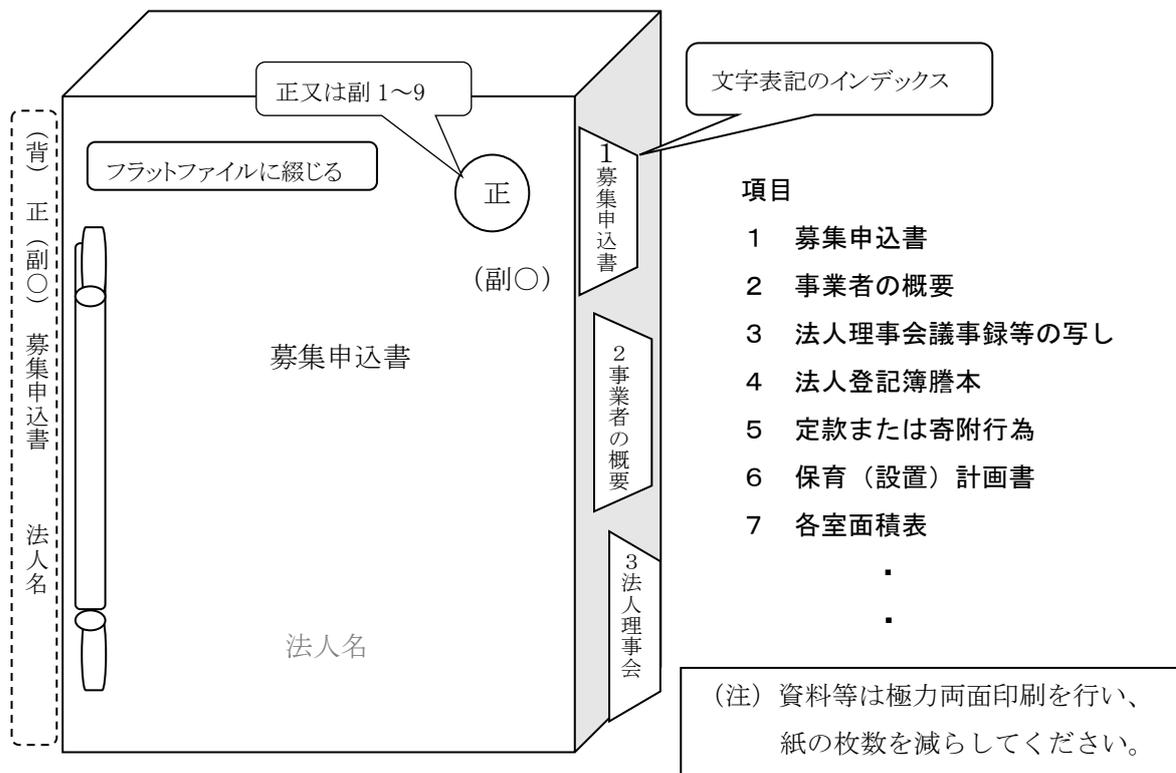
豊中市中桜塚3丁目1番1号(豊中市役所第二庁舎3階)

TEL: 06-6858-2452 FAX: 06-6854-9533

E-mail: ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

エ 提出書類の体裁

提出書類は、以下に示す体裁を整えてください。



(2) 募集に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、下記の方法により提出すること。

ア 質問及び回答

◆豊中市ホームページに掲載している質問書に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて質問してください。

◆回答については、随時、豊中市ホームページで公表します。

◆応募する際には、回答内容（Q & A）を確認し、提出書類等を作成すること。

イ 質問受付期間

令和3年（2021）年9月1日（水）から令和3年（2021）年11月10日（水）まで

ウ 質問に対する最終回答日

令和3年（2021）年11月18日（木） ※都合により日程が変更する場合があります。

9. 留意事項

(1) 定員に関する留意事項

ア 開園後欠員が発生する場合もあること。

イ 例年0歳児については、多くの地域で4月当初からしばらくの間、欠員が発生していることから、0歳児を設定する場合は最小限に留めること。【再掲】

ウ 開園月において、利用定員は認可定員と同数を設定すること。（開園翌月以降は在籍児童数を鑑み、利用定員の調整が可能です。）【再掲】

(2) 運営に関する留意事項

ア 開園月の前月当初までに、公定価格基本単価分の職員構成を整えとともに、最低基準を満たすこと。【再掲】

イ 応募提案時の施設長予定者を変更しないこと。（特別な事由は除く）【再掲】

10. 保育所設置・運営者決定までの流れ

※下記はイメージとなります。詳細な流れは別紙「募集スケジュール」を参照ください。

期 間	事業者	豊中市
令和3年9月1日 ～ 令和3年11月30日	応募書類提出	※提出期限 <u>令和3年11月30日（火）まで</u> ※電話予約のうえ、当課まで持参ください。 <u>郵送・FAX・E-mailでの提出不可。</u>
令和3年12月 ～ 令和4年2月	書類審査・ヒアリング審査	事業者選定 事業者決定
令和4年3月 ～ 令和5年3月	協議・整備期間	※社会福祉法人が選定された場合は、社会福祉法人等設立認可専門分科会への 諮問が必要。 ⇒ 市補助金交付決定
令和5年4月1日	保育所開設	

11. 提出書類一覧

項目	内容	様式	
1	①募集申込書	法人印鑑登録証明書を添付	様式1
	②事業者の概要	◆役員状況、資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式2
		◆代表者及び施設長の履歴	様式3
		◆現在運営している施設又は事業に関する資料 (パンフレット等、概要が分かるもの)	様式自由
	③法人理事会議事録等の写し	本募集への応募につき、法人として意思決定していることが確認できるもの	様式自由
	④法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	原本
⑤定款又は寄附行為	最新のもの	原本の写し (原本証明不要)	
2	保育所設置・運営計画書	保育所設置・運営にかかるもの	様式4-1
3	各室面積表	保育所各室の面積	様式4-2
4	①整備スケジュール	開設までの日程表	様式自由
	②基本計画図面等	◆平面図	様式自由
		◆屋外遊戯場の付近代替地の利用についての報告書	様式4-3
5	①基本運営方針等	<<運営方針等説明書>> (1) 応募した目的・動機 (2) 事業者の児童福祉や地域福祉の関わり ①実績内容 ②事業者における保育実績の今後への活用 (3) 保育理念・一人ひとりの育ち、集団の育ちにとってめざす方針等 (4) 年間保育計画・指導計画策定 (5) 保育の質の向上のための方策 ①研修等の保障 ②職員間の共有・連携 ③職場環境・勤務意欲向上に向けた取組み ④自己評価及び外部評価と改善策等 (6) 子どもの健康状態を把握するための方策 ①保健衛生 ②食育 ③食物アレルギー対応等 ④家族等への啓発等	様式5-1 ~ 5-14

項目	内容	様式
5	<p>①基本運営方針等</p> <p>(7) 地域貢献の方策 ①地域との連携 ②地域子育て支援</p> <p>(8) 人権保育の考え方と進め方 ①同和保育 ②障害児保育 ③男女共同参画保育、多文化共生保育 ④児童虐待・DV</p> <p>(9) 保護者対応の視点、苦情解決体制・システム等の視点 ①保護者対応の視点 ②家庭支援 ③苦情解決の体制 ④個人情報保護</p> <p>(10) 安全管理策や安全確保のための具体策 ①安全保育 ②施設の安全管理 ③防災・防犯</p> <p>(11) 開設準備計画・職員の確保策・研修等</p> <p>(12) 開設施設計画等について</p> <p>(13) 労働環境の確保、職員配置・安定雇用のための方策 ①労務関係法規の遵守の状況 ②保育所運営に当たっての職員配置の考え方 ③職員雇用の考え方 ④昇格・昇給制度、勤務体制、研修の確保等</p> <p>(14) 経営の安心・安全性、応募事業の収支・資金計画 ①保育所運営の考え方や他事業への影響 ②適切な収支計画及び自己資金の状況</p>	様式5-1 ～ 5-14
	<p>②従事職員計画（開設後）（採用・雇用方法を含む）</p> <p>◆資格、経験（採用資格、実務経験について） ◆雇用形態（常勤職員とその他職員について） ◆研修体制（採用時、従事後）</p>	様式自由
	<p>◆従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表</p>	様式6
	<p>③労働基準法等の規定に関する書類 ※現在運営する施設等に関する右記の書類</p> <p>◆就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規定も含めて提出すること。</p>	様式自由

項目		内容	様式
5	③労働基準法等の規定に関する書類 ※現在運営する施設等に関する右記の書類	<ul style="list-style-type: none"> ◆時間外労働・休日労働に関する協定届 (労働基準監督署受付印のある事業主控) ◆前年度労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控) ◆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書 (一部) ※全員分は不要 	法定様式
6	①資金計画	施設整備費の事業別収支一覧表	様式7
		収支シミュレーション(借入金元金の返済が終了するまでの期間について作成すること)	様式8
		収支シミュレーション(人件費内訳)	様式9
		借入金返済計画	様式10
		その他、人件費試算等の資料	様式自由
	②決算書等	直近3年間の決算書類、計算関係書類 ※社会福祉法人は、計算関係書類も提出すること。 ※計算関係書類: 貸借対照表、収支計算書、同付属明細書	様式自由
		法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書(前3事業年度分)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税は納税証明書(その4) ・法人市民税は納税証明書
		<ul style="list-style-type: none"> ◆預金残高証明書(自己資金分について、応募申込日前1か月以内に発行されたもの) ◆借入残高に関する法人の申出書(借入残高がある場合は、応募申込日前1か月以内に発行された残高証明書を添付) 	様式自由
		代表者の所得税及び市(府)民税について、滞納のないことの証明書(前3年分)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税は納税証明書(その4) ・市(府)民税は納税証明書
	7	その他	誓約書